

**東京都産業労働局**

**「未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト」**

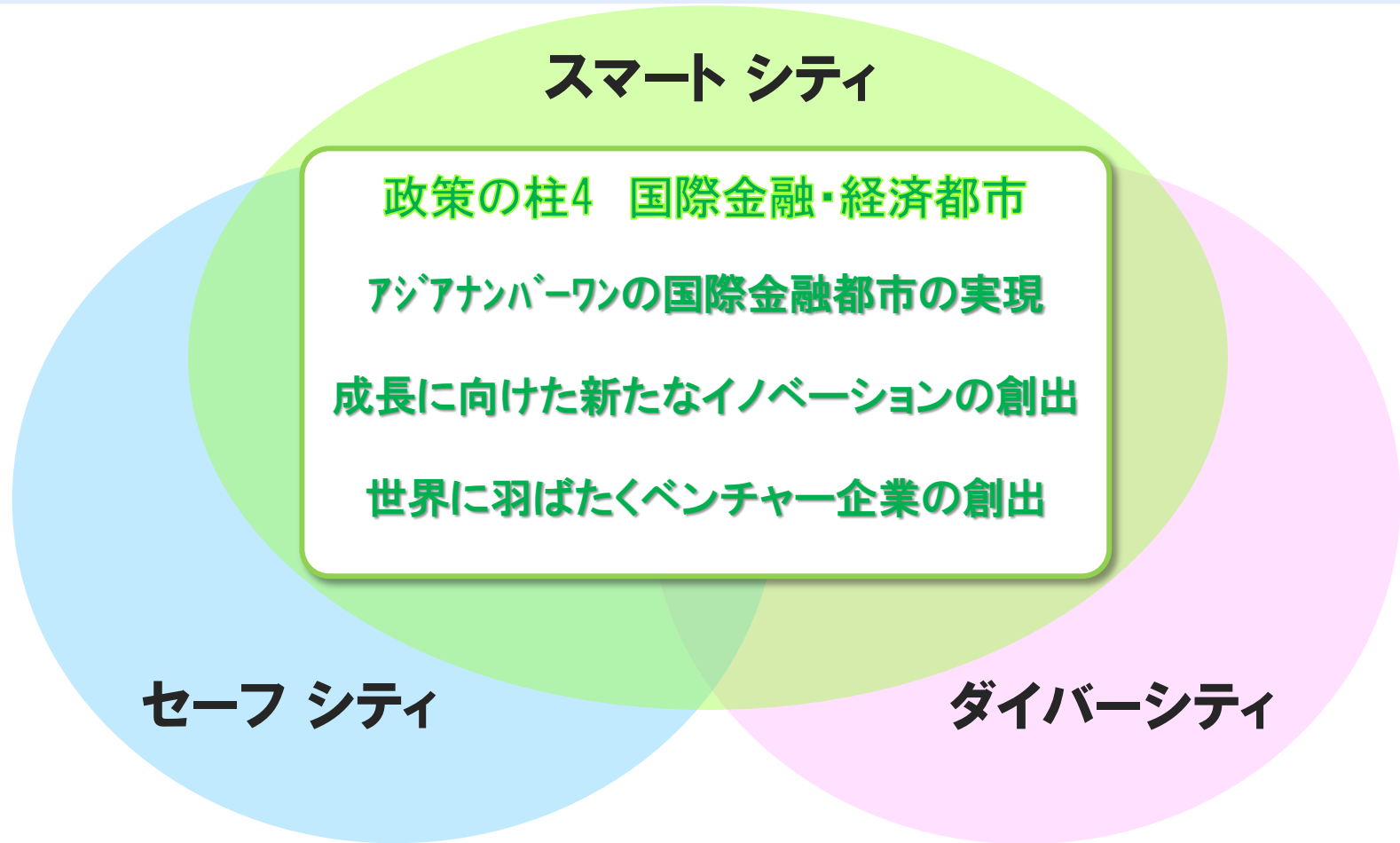
**事業説明会**

**2018年9月**

# 本事業の背景と目的

# 本事業の背景

都は、基本計画である「2020年に向けた実行プラン」(平成28年12月策定)において、政策の柱のひとつとして「イノベーション創出」を位置づけている

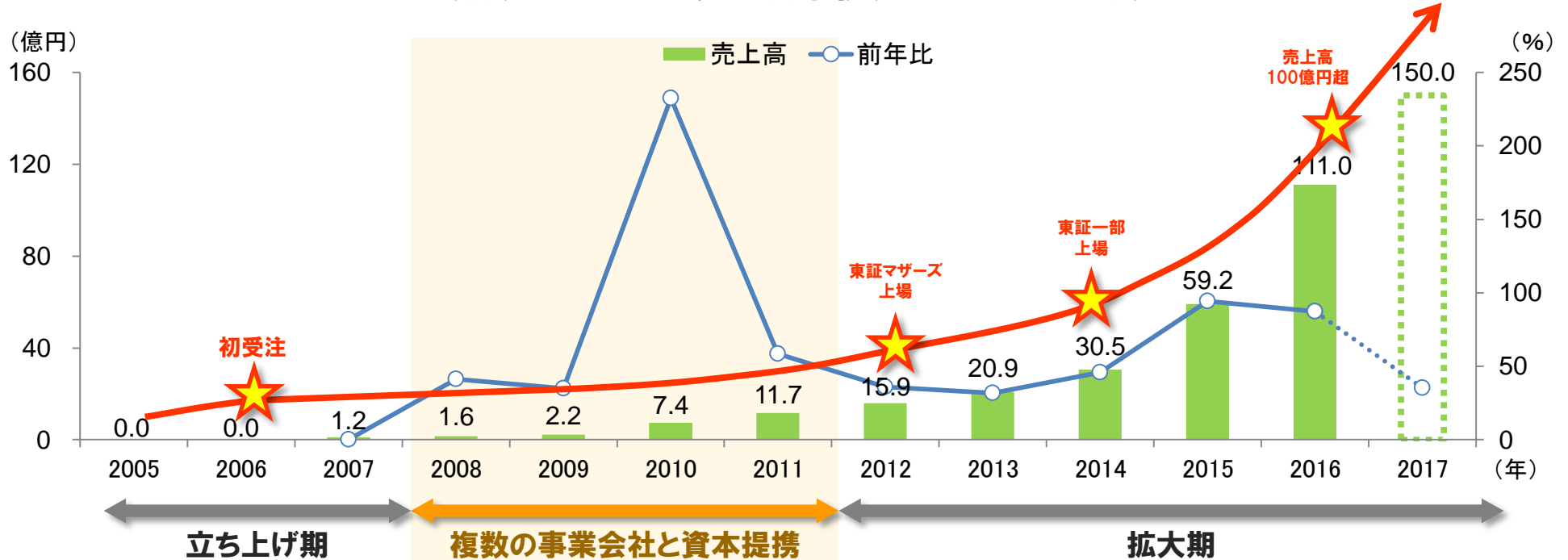


(出所)東京都「2020年に向けた実行プラン」(平成28年12月策定)を基に日本総合研究所が作成  
<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.jp/basic-plan/actionplan-for-2020/plan.html>

# ご参考 ベンチャー企業の成長に事業会社が果たす役割

国内の大学発ベンチャーとして初めて東証一部に上場した(株)ユーグレナは、設立初期に7社の事業会社と資本提携。事業会社との連携が、その後の急成長の足がかりに

(株)ユーグレナの売上高推移(2005~2017年)

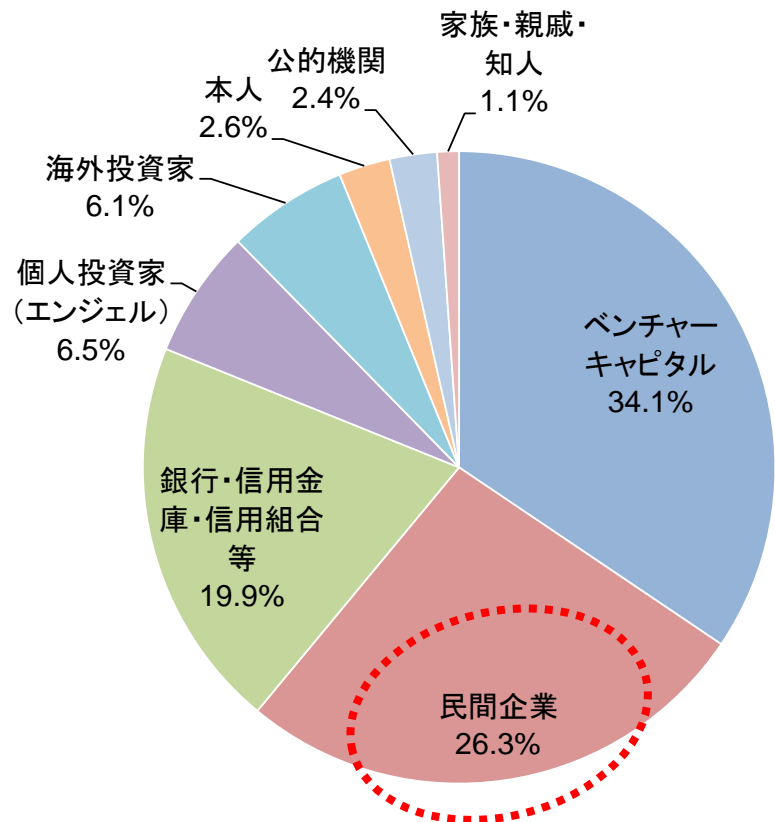


- 複数の事業会社と資本提携**
- ・伊藤忠商事(株)
  - ・JX日鉱日石エネルギー(株)
  - ・(株)日立製作所
  - ・(株)電通
  - ・全日本空輸(株)(ANA)
  - ・清水建設(株)
  - ・東京センチュリーリース(株)

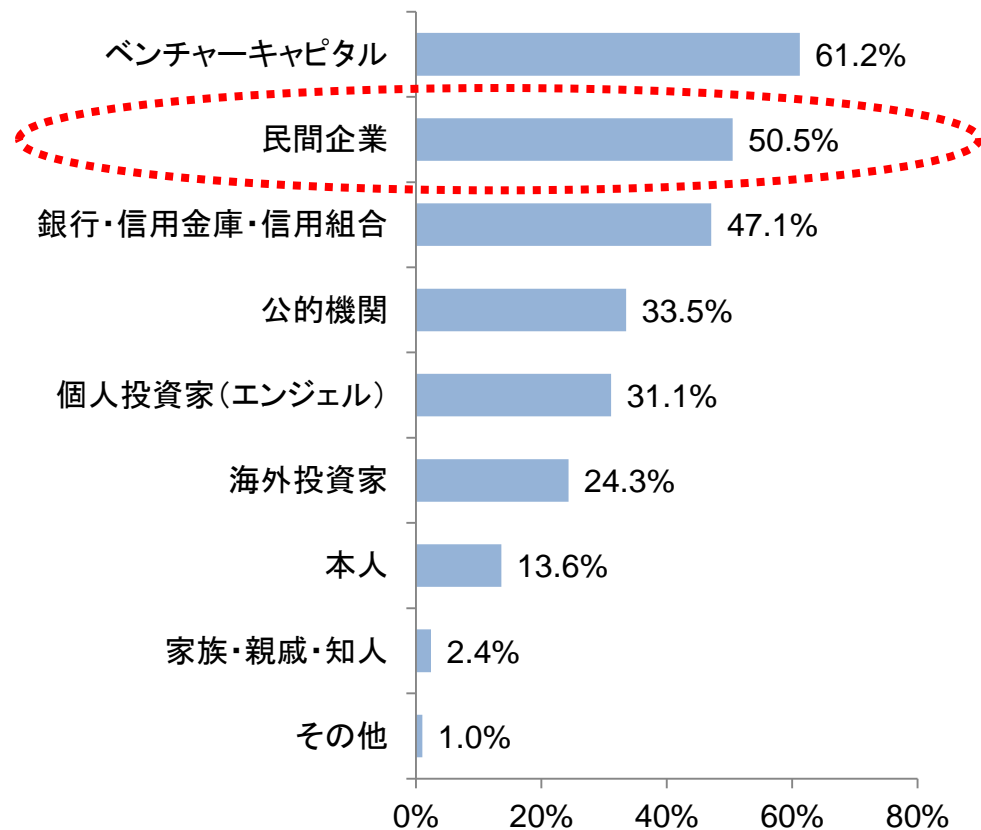
(出所)(株)ユーグレナIR資料、「『リアルテック』ベンチャーが世界を変える」(2016年8月)、各種報道、データベースを基に日本総合研究所が作成  
(注)2017年の値は見込値

設立5年以内のベンチャー企業が期待する資金調達先は、「ベンチャーキャピタル」に次いで「民間企業」が多い

現在までの資金調達先の金額比率(n=178、M/A)



今後期待する資金調達先(n=206、M/A)



(出所)(一社)ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2017 ベンチャービジネスに関する年次報告」

(注)調査対象は、2017年時点で設立5年以内のベンチャー企業

- 都内のベンチャー・中小企業等が、資金・人材・販路等を潤沢に有する事業会社等とのオープンイノベーションにより事業化する革新的な製品・サービス等に対して、事業化及び販路開拓に要する経費の一部を補助
- これにより、大きな波及効果を持つ新たなビジネスの創出と産業の活性化を図ることを目的とする

# 本事業の概要

# 本事業の概要

- 支援対象テーマ(例)
  - 革新的なサービス・製品等であれば、分野は問いません。  
(例)人工知能(AI)、ロボティクス、情報通信(ICT、IoT)、交通・モビリティ、エネルギー、フィンテック、農業、セーフティ、ヘルスケア・ライフサイエンス、素材・ナノテクノロジー、ものづくり、航空宇宙 等
- 補助限度額
  - 最大5億円(下限額1億円)
  - 初年度 5千万円、次年度以降 1億5千万円
- 補助率
  - 補助対象経費の2分の1以内
- 支援期間
  - 交付決定日(平成31年1月を予定)から最大3年3か月
- 採択件数
  - 2件



# 支援対象事業者について(1)

## ● 支援対象事業者

(1) 平成30年8月1日現在、①、②の要件を満たす中小企業者等

- ① 都内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる者
- ② 都内で創業し、引き続き事業期間が1年に満たない者

### 【中小企業の定義】

業 種	資本金および従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、 建設業、運輸業、その他	3億円以下 又は300人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下

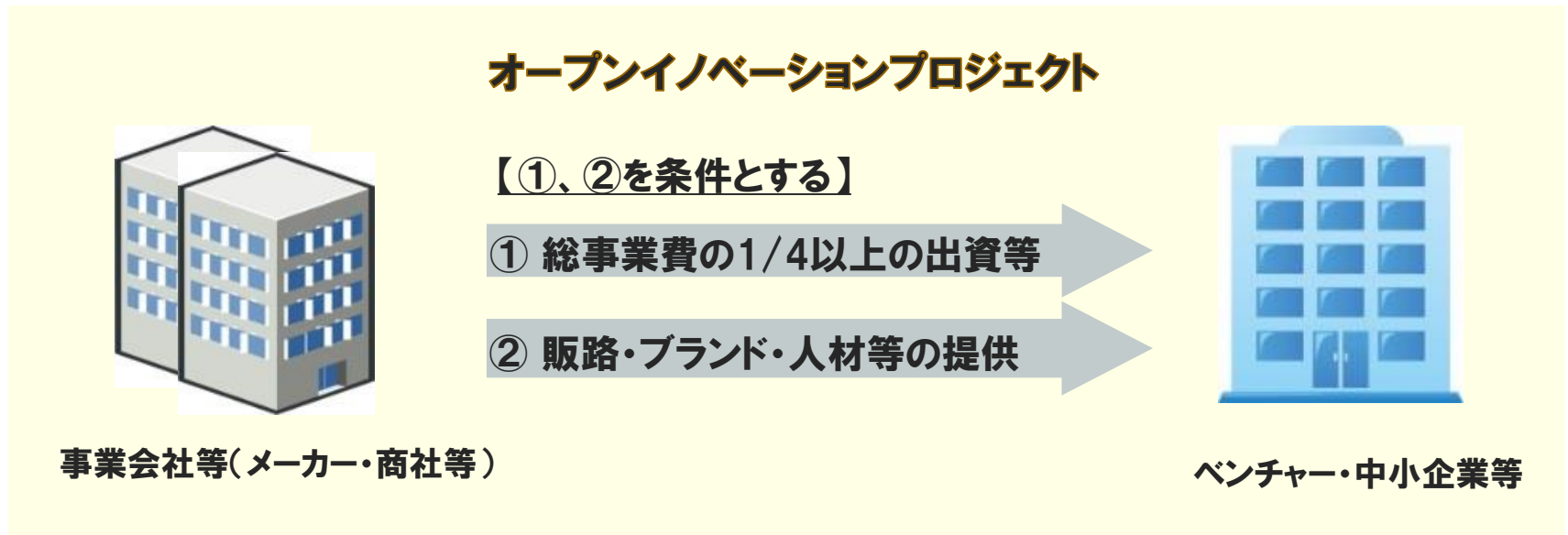
- ※ 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人も応募可能です。
- ※ 大企業の子会社(一つの大企業が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業)は応募不可とします。
- ※ 上記に該当しない場合でも、「大企業が実質的に経営に参画している中小企業」は、採択の優先度が低くなる場合があります。

# 支援対象事業者について(2)

## ● 支援対象事業者

### (2) 以下の①、②の要件を満たすプロジェクトを組成していること

- 事業会社等から、平成30年6月18日から平成31年1月末日までに総事業費の4分の1以上の出資等を受けること
- 事業会社等から、販路・人材・ブランド等の提供を受けること



## ● 支援対象事業者 (その他要件)

### ① 次のア、イのいずれかに該当するもの

- ア 法人の場合は、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)により、都内の本店もしくは支店の所在等が確認できること
- イ 個人事業者の場合は、都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印のあるもの)により、都内所在等が確認できること

### ② 次の全てに該当する本補助事業の実施場所等を有していること

- ア 自社の事業所、又は工場等であること(賃借の場合を含む)
- イ 原則として東京都内であること
- ウ 申請書記載の購入予定の物品、開発人員、当該補助事業における成果物等が確認できること



(「本補助事業の実施場所等」に該当する例)

- ・ 都内のインキュベーション施設等に入居している
- ・ 都内に営業拠点としてのオフィスは有しているが、研究開発拠点は都外(関東近郊)である

## ● 支援対象事業者 (その他要件)

- ③ 同一のテーマあるいは内容で、公社、国、都道府県、区市町村等から補助を受けていないこと、あるいは、過去に受けていないこと
- ④ 本補助事業の同一年度の申請は、一企業につき一申請であること
- ⑤ 事業税等の滞納がないこと
- ⑥ 都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- ⑦ 過去に公社、国、都道府県、区市町村等からの補助事業で不正等がないこと
- ⑧ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- ⑨ 補助事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- ⑩ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でない判断されるものではないこと
- 11 その他、公的資金の補助先として適切でない判断されるものではないこと

# プロジェクト組成について(1)

## (プロジェクト組成の考え方)

### (1) 「事業会社等」の定義

- 資金・人材・販路などの潤沢な経営資源を有する事業会社(大手メーカーや商社等)を想定
- 事業会社等の所在地は都外(国外を含む)でも申請可能
- プロジェクトに参加する事業会社等が複数の場合は、全ての事業会社等が①出資等、②販路・人材・ブランド等を提供することが必要
- ①については、事業会社等の出資等合計額が総事業費の4分の1以上であれば可

# プロジェクト組成について(2)

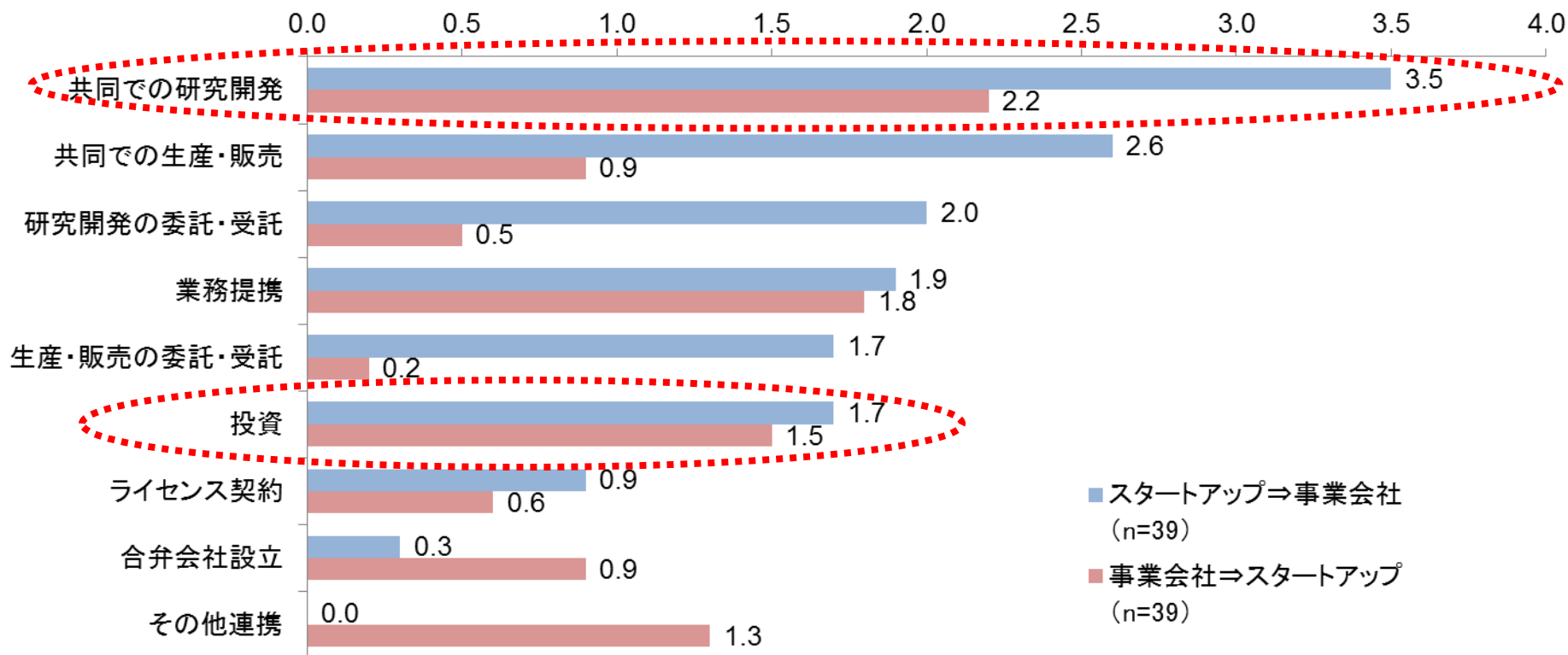
(プロジェクト組成の考え方)

(2) 「出資等」の定義

- 以下のいずれかに該当すること
  - ① 第三者割当増資等による出資
  - ② 新株予約権付転換社債による出資
  - ③ 共同研究開発契約等に基づく支出
- 事業会社等からの直接出資、事業会社等が出資するファンド(CVC)からの出資のいずれも可
- 事業会社等がLP出資するファンドからの出資は、当該ファンドのLP出資者すべてが、申請者であるベンチャー・中小企業等に販路・人材・ブランド等を提供する場合に限り可  
(≒事実上難しい)

研究開発型ベンチャーと事業会社とが連携する場合、最も多い形態は「共同での研究開発」

研究開発型ベンチャーと事業会社との連携の形態



(出所)経済産業省「事業会社と研究開発型ベンチャー起業の連携のための手引き(初版)」(平成29年5月)

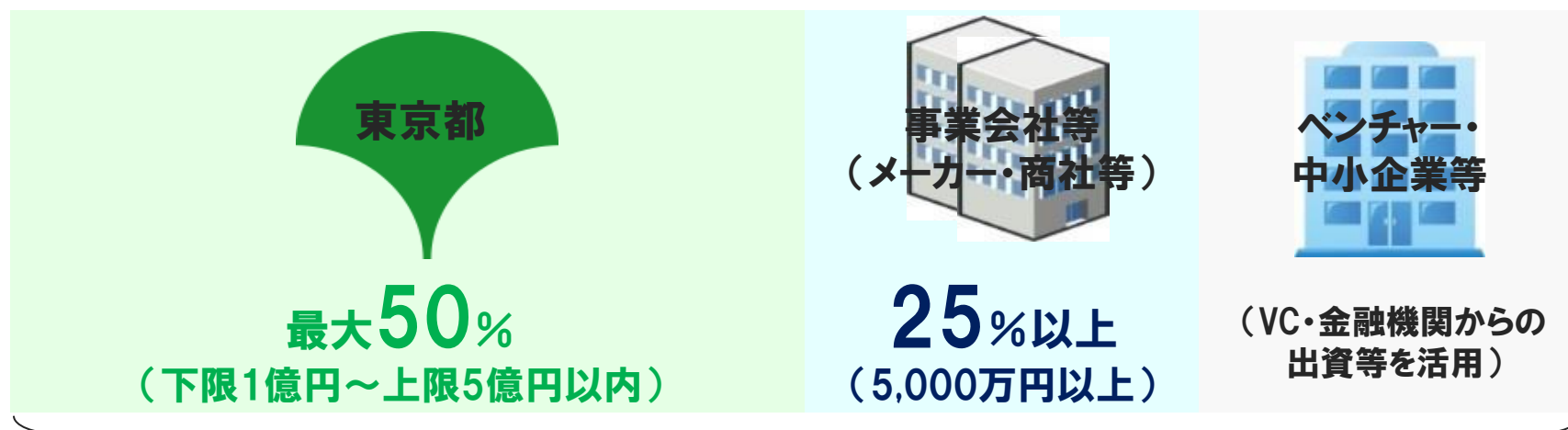
[http://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/venture/tebiki.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/venture/tebiki.pdf)

# プロジェクト組成について(3)

(プロジェクト組成の考え方)

(3) 事業費の分担について

- 東京都:最大50%(下限1億円～上限5億円)
- 事業会社等:25%以上(5,000万円以上)
- ベンチャー・中小企業等:0～25%



総事業費(2億円以上)

※ 上記の事業費は、事業期間の総額(最大3年3カ月)です。



# プロジェクト組成について(4)

## (プロジェクト組成の考え方)

### (4) 出資等の実施時期について

- 平成30年6月18日以降、平成31年1月末日までに出資等が行われること
- 本事業への申請時点(～平成30年11月9日)で出資等が実行されていない場合は、「出資等意向確認書」を提出することで、申請が可能

※ 交付決定後であっても、平成31年1月末日までに出資等が完了しない場合は、交付決定を取り消します。(ただし、出資時期の遅延に関してやむを得ない理由があり、かつ、補助金の交付前には出資等が確実に実行されると判断できる場合は、この限りではありません)

## ● 補助対象外となる事業の例

- ① 改良前及び改良後の製品等の主要な部分が申請者による開発でない事業
- ② 改良後、市場での販売(事業化)を行わない事業
- ③ 改良の全部又は大部分を委託している事業
- ④ 機械装置の導入や運転資金の獲得等、本事業による事業化以外を目的とする事業
- ⑤ 本事業で改良した成果物(試作品)自体の販売を目的としている事業
- ⑥ 最終ユーザーとして特定の顧客(法人・個人)を対象とするもの、又は実質的に特定の顧客が対象となるもので汎用性がないと判断される事業
- ⑦ 公序良俗に反するなど、事業の内容について適切ではないと判断される事業
- ⑧ 事業又は事業主体について、補助金を交付することが不適切と判断される事業

- 補助対象経費
  - ① 原材料・副資材費
  - ② 外注・委託費
  - ③ 直接人件費
  - ④ 不動産賃借料
  - ⑤ 設備導入費
  - ⑥ 産業財産権出願費
  - ⑦ 展示会等参加費
  - ⑧ イベント開催費
  - ⑨ 広報ツール製作費
  - ⑩ 広告掲載費

## ● 補助対象外となる経費の例

- ① 補助事業に関係のない物品の購入、外注、業務委託等の経費(完了時点で未使用の購入原材料等を含む)
- ② 交付決定後に実施する「中間検査」及び「完了検査」で対象外と判断された経費
- ③ 補助金交付申請書に記載されていないものを購入した経費
- ④ 補助事業の取引に係る書類が不足、又は不備(日付、押印、名称等)の経費
- ⑤ 親会社、子会社、その他関連法人等、本事業において出資等を受けた事業会社等との取引により生じる経費
- ⑥ 通常の業務・取引と混合、又は相殺して支払いが行われている経費
- ⑦ 他社発行の手形や小切手、クレジットカード等により支払われている経費(原則は振込払い)
- ⑧ 間接経費(消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、家賃、光熱費、印紙代等)
- ⑨ 資料収集業務、会議費、消耗品等の事務的経費
- ⑩ 不動産の取得費
- 11 一般的な市場価格又は研究開発の内容に対して著しく高額な経費
- 12 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

# 審査基準・審査方法

# 審査方法・審査基準

一次審査(申請書類に基づく書類審査)、二次審査(面接審査)、総合審査会審査によって決定

資格審査	資格要件の審査	
経理審査	財務状況の審査	
技術審査	市場性	<ul style="list-style-type: none"><li>社会情勢や顧客ニーズとの合致</li><li>市場獲得の可能性、市場の優位性</li><li>販路開拓手法の妥当性</li></ul>
	新規性、優秀性	<ul style="list-style-type: none"><li>製品等の機能や性能、適用されている技術の新規性や独自性</li><li>既存製品等との比較による優位性</li><li>製品等がもたらす社会的貢献度</li></ul>
	実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>達成目標水準の妥当性</li><li>課題に対する解決方法の妥当性</li><li>事業実績、財務状況、社内及びプロジェクトの実施体制</li></ul>
	波及性	<ul style="list-style-type: none"><li>新たな市場創出の可能性</li><li>市場・業界への波及効果</li><li>都内中小企業への効果</li></ul>

# 申請方法

# 申請までの流れ

## ①申請希望

- 本事業への申請を希望される事業者の方は、申請書類の作成に着手する前に、事務局までご連絡ください。
- 申請要件の確認のほか、必要に応じて申請書類の作成方法や事業計画についてご相談いただけます(面談、メールのいずれも可)。

## ②申請書類の作成

- 本事業Webサイトより、募集要項および申請書類の書式をダウンロードください。
  - ・ 募集要項
  - ・ 申請書書式
  - ・ プロジェクト支援機関に求める支援内容希望票
  - ・ 申請前確認書



(WebサイトへのQRコード)

## ③申請書類の提出

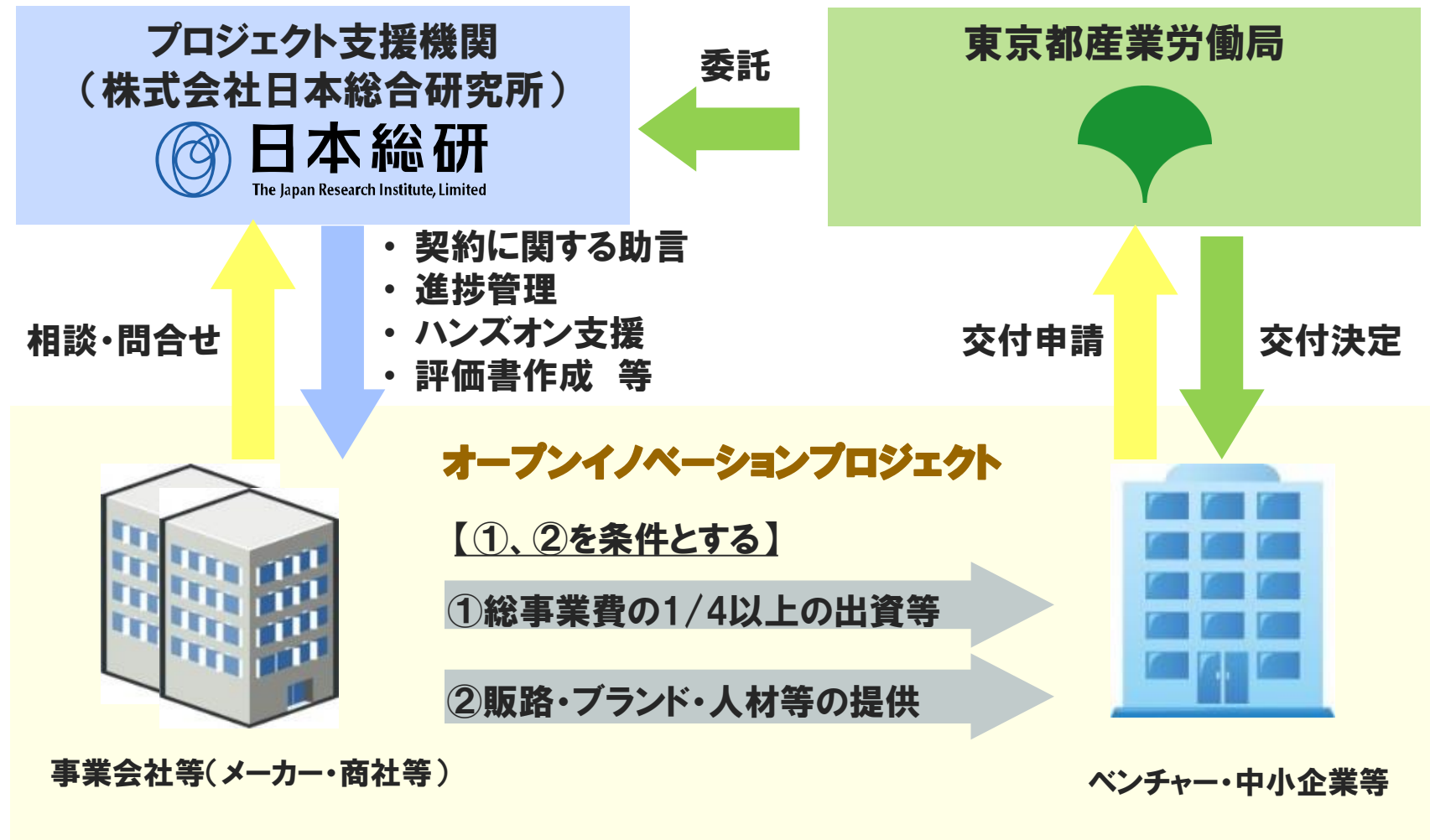
- 受付期間:平成30年11月1日(木)~11月9日(金) 17:00まで
- 事務局まで申請書類を持参ください(郵送不可)。
- 本事業Webサイトより、前日までに提出希望日時を予約のうえ、お越しください。



# プロジェクト支援機関(事務局)について

# プロジェクト支援機関の概要

本事業の広報・情報発信からプロジェクト組成業務、プロジェクトの進捗管理等を支援



# プロジェクト支援機関による主な支援内容(1)

## 【採択前】

<b>事業周知に関する こと</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事業説明会の申込、説明会の内容に関する問合せ</li><li>• 本事業ホームページの内容</li></ul>
<b>プロジェクト組成に 関すること</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• プロジェクトを組成する相手先(事業パートナー)に関する相談</li><li>• スタートアップや事業会社等との契約内容に関するアドバイス</li><li>• プロジェクトを組成する上での要件や留意事項の確認</li></ul>
<b>交付申請手続き に関すること</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 申請書類の内容に関すること</li><li>• 申請書類の作成に関する相談</li><li>• 申請方法に関すること</li></ul>

# プロジェクト支援機関による主な支援内容(2)

## 【採択後】

### 技術・事業開発に関すること(※)

- 事業化に向けた各種相談(市場調査、事業計画の策定、フィージビリティスタディ(F/S)、プロモーション・販売戦略、規制・政策調査等)
- 資本政策、法的課題や知的財産権上の課題等に対する相談
- 技術的課題が発生した場合の相談
- 事業パートナーの紹介に関する相談
- 事業の進捗状況に関する相談

### 補助金交付に関すること

- 事業の進捗状況に係る評価書の作成(半期に1回)
- 都による中間検査・完了検査前のプレチェック

※ 具体的な支援内容は、採択決定後に補助事業者とプロジェクト支援機関との協議を経て決定します。

# 本事業の事業スケジュール

# 事業スケジュール

## 募集

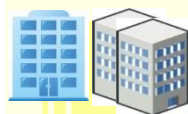
9月10日(月)～11月9日(金)  
【申請受付期間】11月1日(木)～11月9日(金)

## 審査

11月下旬 一次審査(書類審査)  
12月中旬 二次審査(面接審査)  
総合審査会

1月 補助事業者(2件)の決定

## 事業実施



技術開発・事業開発



遂行状況報告/  
中間検査  
(※初年度は省略)

年度毎に実施  
(最大3年3か月)

完了報告/  
完了検査

補助金交付

補助金確定



日本総研  
The Japan Research Institute, Limited

進捗管理・ハンズオン支援

## 事業完了後

事業実施結果報告  
(補助事業完了の翌年度から5年間)

# 本事業に関するお問合せ先

# 本事業の専用Webサイト

本事業の専用Webサイトでは、事業の最新情報や、申請方法の確認、申請書式のダウンロード等が可能

## URL: <https://mirai-innovation.tokyo>

TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

東京都 web サイト

本事業について 募集要項 事業説明会 採択プロジェクト お問合せ

# INNOVATION TOKYO PROJECT

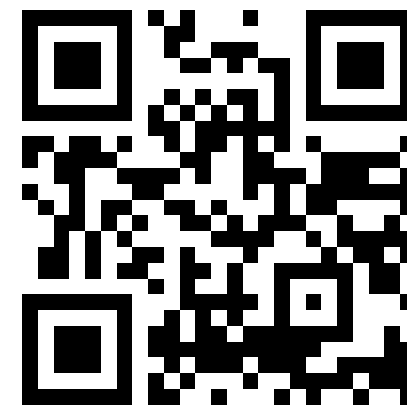
未来を拓くイノベーション TOKYO プロジェクト

募集期間：平成30年9月10日（月）～11月9日（金）（土日祝除く）～17:00

### News

- 2018年09月10日 事業説明会のスケジュールを公開しました。 <くわしく見る >
- 2018年09月10日 募集要項を公開しました。 <くわしく見る >
- 2018年09月10日 本Webサイトを公開しました。

9/10  
公開



(WebサイトへのQRコード)



# 本事業に関するお問合せ・ご相談先

- 本事業に関してご不明な点や相談したい内容がございましたら、下記までお気軽にお問合せください。

- **説明会や補助金申請、ハンズオン支援に関すること**

「未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト」事務局

株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門

東京都品川区東五反田2-18-1 大崎フォレストビルディング

TEL:03-6833-8744 (本事業専用)

E-mail: info@mirai-innovation.tokyo

URL: <https://mirai-innovation.tokyo>

担当:花井、市川

- **補助金全般に関すること**

東京都産業労働局 商工部 創業支援課 技術振興総括担当

東京都新宿区西新宿2-8-1

TEL:03-5320-4745 (内線)36-581

- お問合せ内容によって、2～3日お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

**(ご参考)**  
**東京都産業労働局の主な事業**

# イノベーション創出に関わる都の施策(例)

都では、イノベーション創出を促進するため、多様な支援メニューを提供

区分	事業名	概要	資金面の支援
成長分野への参入	Tokyo Metropolitan Aviation Network(航空機産業への参入支援)	航空機産業参入のための連携支援、専門家派遣、国内外展示会出展支援	—
	新事業分野開拓者認定・支援事業	企業の商品を都が認定し、それを都の機関が購入・使用・評価、製品の普及を促進	—
	次世代イノベーション創出プロジェクト2020	高いポテンシャルを有する中小企業を核とした連携体の構築を促し、今後の都内産業を牽引する技術・製品の開発を促進	最大8,000万円
	医療機器産業への参入支援	医療機器産業への参入に関する交流会の開催や研究開発から実用化までの経費を助成、医工連携HUBの運営、アクセラレーションプロジェクトを実施	最大5,000万円
	先進的防災技術実用化支援事業	都市の防災力を高める新規性の高い技術・試作品の実用化を支援	最大1,000万円
	ロボット産業活性化事業	産・学・公の新たな連携によるロボット技術の開発・製品化・事業化を進め、東京のロボット技術を国内外に発信	—
ベンチャー創出	グローバル・ベンチャー創出プラットフォーム	国内のベンチャー企業がグローバルにビジネスを展開していくための環境を整備	—
	ベンチャーファンド	起業初期段階のベンチャー企業を支援するためのベンチャーファンドに民間とともに出資し、ベンチャー企業への投資の流れを創出	(限度額の設定なし)

# 申請書のご記入にあたって

# 質疑応答